

■ 漁港建設業の担い手として外国人材を受け入れていくために (一社) 全日本漁港建設協会

■ 特定技能外国人受入れ制度の背景

令和元年4月、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野：建設業などの14分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）が創設されました。

建設分野においては、建設分野における担い手不足の解消や生産性向上のため、外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として適正かつ円滑に受け入れ、育成することを目的として、（一社）建設技能人材機構（以下、JACという）が設立され、外国人労働者の教育訓練や特定技能1号評価試験の実施、職業紹介や説明会の開催といった事業を展開しています。

■ (一社) 全日本漁港建設協会の取組み

全日本漁港建設協会の会員は、全国津々浦々の漁港や漁場の整備を主に担当していますが、海上工事には台風や冬季風浪などにより季節的に多くの工事制約期間が生じるため、その間、海上以外の工事にも広く対応可能な「多能工」的な職種を求める声が多くありました。このため、全日本建設協会においては、まずは多能工な職種として設けられた「土工」(※)において、漁港漁場関係工事が対応できるように措置するとともに、令和2年6月4日にJACに加入し、会員による特定技能外国人の受入れを支援しています。

※後掲「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」参照

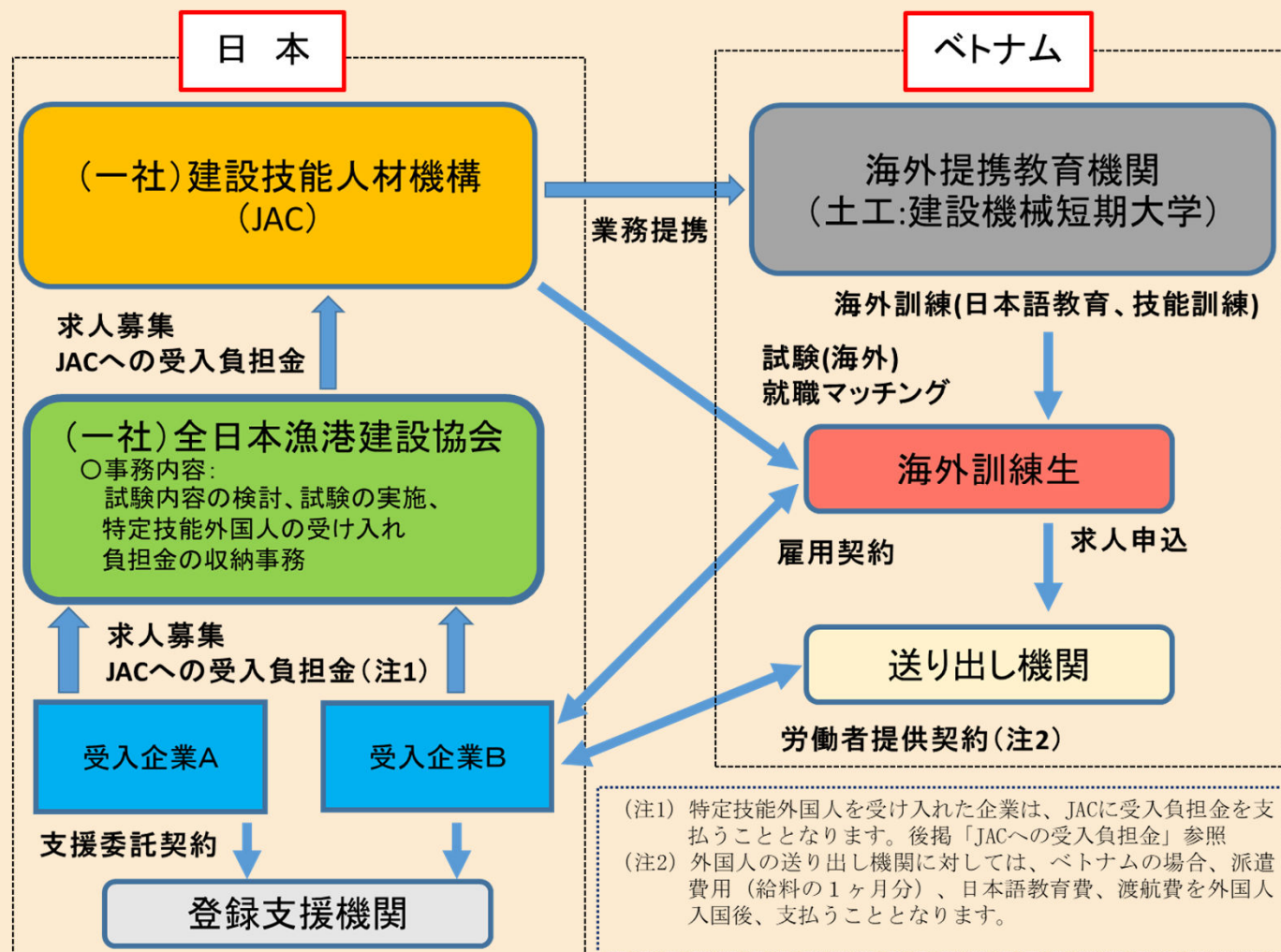
なお、日本港湾空港建設協会連合会（以下、日港連という）をはじめとする港湾関係団体においては、作業船等大型の機材を運用して行われる港湾等の海上工事において高度な技能を有する人材の確保が必要なことから、職種「海洋土木工」を創設し、日港連が窓口となり対応しています。その際、外国人受入れ検討のための協議会を設置しており、全日本漁港建設協会もこれにオブザーバーとして参画し、特定技能外国人にかかる情報共有など連携を図りつつ対応しています。

■ 特定技能外国人制度について

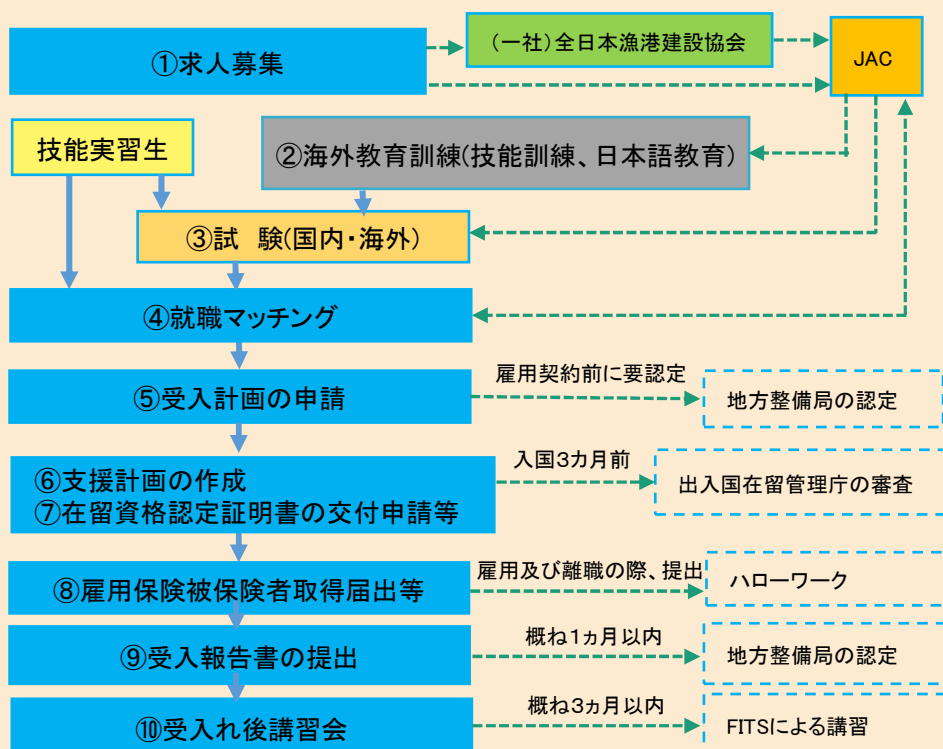
特定技能外国人の活動内容は、特定産業分野であって、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する在留資格を特定技能1号、熟練した技能を要する業務に従事する在留資格を特定技能2号に区分されています。

	特定技能1号	特定技能2号	(参考) 技能実習
在留期間	1年, 6か月又は4か月ごとの更新, 通算で上限5年まで	3年, 1年又は6か月ごとに更新し, 上限はない	技能実習1号 : 1年以内 技能実習2号 : 2年以内 技能実習3号 : 2年以内 (合計で最長5年)
技術水準	試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人などは試験を免除)	試験等で確認	求めない
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を良好に修了した外国人は試験を免除)	試験等での確認は不要	求めない
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能(配偶者, 子)	認めない
転籍・転職	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	同左	原則不可。ただし, 実習実施者の倒産等やむを得ない場合や, 2号から3号への移行時は転籍可能
支援機関	個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う支援機関あり(出入国在留管理庁による登録制)	同左	なし

■ 日本とベトナムにおける関係機関について



■ 受入企業が行う一連の事務について



① 求人募集

受入企業は、全漁建等を通じて又は直接、JACに求人募集を行います。JACの求人情報は、下記のアドレスに掲載されています。
<https://jac-skill.or.jp>

② 海外教育訓練

(技能訓練、日本語教育)
 JACと業務提携した海外の教育機関が海外訓練生に対し技能訓練、日本語教育を実施します。

③ 試験(国内・海外)

JACが国内又は海外において、技能試験及び日本語試験を実施します。

④就職マッチング

受入企業は、JACを通じて又は直接に試験合格者と就職マッチングを行い、受入計画の条件により雇用契約を締結します。

技能実習生については、技能実習2号を良好に修了した外国人又は技能実習3号を修了した外国人は試験免除で1号特定技能外国人になることが可能です。「技能実習2号を良好に修了」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、次のいずれかを満たすことです。

- ・技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること。
- ・実習実施者が作成した評価調書により技能実習2号を「良好に修了した」と認められること。

⑤建設特定技能受入計画の申請

- ・雇用契約締結前に受入計画を作成（参考資料参照）、地方整備局に申請し認定を受けます。
- ・建設特定技能受入計画の申請は、下記のアドレスから「外国人就労管理システム」にアクセスして申請します。

https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal

- ・詳細は国土交通省の各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局へお問い合わせ下さい。

⑥特定技能外国人支援計画の作成

- ・支援計画を作成し、在留資格認定証明書の交付申請又は在留資格変更許可申請の際、出入国在留管理庁に提出します。
- ・支援計画は、省令で定められた10項目（参考資料参照）の実施内容・方法等を記入します。
- ・支援計画実施の全部又は一部を登録支援機関に委託することができます。
- ・受入企業の求めに応じて、10項目のうち、①④はFITSが適正費用で実施、⑦⑨はJACが無償で実施します。
- ・JAC：（一社）建設技能人材機構、FITS：（一財）国際建設技能振興機構への一部依頼についての詳細は、JAC（03-6453-0220）にお問い合わせ下さい。

⑦在留資格認定証明書の交付申請等

- ・試験合格者などの外国人を日本に招へいする場合には、受入企業は出入国在留管理庁に在留資格証明書の交付申請を行い、その証明書を外国人に送付します。在日外国人は、自ら出入国在留管理庁に在留資格変更許可申請を行います。
- ・受入計画の認定前でも交付申請等は可能ですが、認定証の交付及び在留許可の変更許可を受ける際には、受入計画の認定証の写しが必要です。
- ・在留資格認定証明書等の書類の書き方や手続きなどの詳細は、出入国在留管理庁にお問い合わせ下さい。外国人の方 03-6633-2539、企業の方 03-6625-4702

⑧雇用保険被保険者資格取得届等

雇用及び離職の際、雇用保険者資格取得届等をハローワークに提出します。

⑨受入報告書の提出

- ・受入れ後、概ね1か月以内に受入報告書を下記のアドレスから「外国人就労管理システム」にアクセスして報告します。

https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal

- ・詳細は、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局にお問い合わせ下さい。

⑩受入れ後講習

受入れ後、概ね3か月以内に、FITSによる講習を外国人に受講させなければなりません（有償）。ただし、事前巡回指導（無償）を受けた場合は免除となります。

また、年一回の巡回指導を受入れなければなりません。

■ 参考資料

■ 受入計画 オンライン申請添付書類一覧

書類 No.	書類名
1	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請日より3カ月以内発行のもの）
2	建設業許可証（有効期限内のもの）
3	常勤職員数を明らかにする文書（社会保険加入の確認書類）
4	建設キャリアアップシステムの事業者IDを確認する書類
5	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（会員証明書）
6	代理権を有することを証する書類（代理申請を行う場合のみ）
7	ハローワークで求人した際の求人票（申請日から直近1年以内。建築・土木の作業員の募集であること）
8	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書（国土交通省ホームページからダウンロード）
9	就業規則及び賃金規程（労働基準監督署に提出したものの写し。常時10人以上の労働者を使用していない企業にあって、これらを作成していない場合には提出不要）
10	同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近1年分。賞与を含む。）
11	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等。様式任意）
12	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し（全員分）
13	時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー（有効期限内のもの）
14	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2）（全員分）
15	建設キャリアアップシステムの技能者IDを確認する書類

○書類No. 5「会員証明書」については、全日本漁港建設協会が当協会会員に会員証明書を発行します。

○書類No. 8「同等額以上の報酬であることの説明書」の記載にあたり、特定技能雇用契約に係る賃金支払い基準（建設分野）は、次のとおりです。

- ・社内の同等技能の日本人技能者との比較

⇒経験年数の差で賃金に格差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められない。最低賃金レベルは×

- ・同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと

⇒各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に記載

- ・大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮

※この他、同一企業内で受入実績のある技能実習生及び外国人建設就労者との比較の観点からも審査が行われます。

■ 外国人支援計画 10項目

①事前ガイダンス ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明	②出入国する際の送迎 ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行	③住居確保・生活に必要な契約支援 ・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助
④生活オリエンテーション ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明	⑤公的手続等への同行 ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助	⑥日本語学習の機会の提供 ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等
⑦相談・苦情への対応 ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等	⑧日本人との交流促進 ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等	⑨定期的な面談・行政機関への通報 ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報
⑩転職支援（人員整理等の場合） ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供		

入出国在留管理庁作成資料より

■ 受入企業の受入負担金

対象となる特定技能外国人の別	受入負担金の月額
海外試験合格者（JACが指定する海外教育訓練を受ける場合）	20,000円
海外試験合格者（JACが指定する海外教育訓練を受けない場合）	15,000円
国内試験合格者	13,750円
海外試験免除者（技能実習2号修了者等）	12,500円

■ 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－
(平成31年3月法務省・国土交通省編)

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（土工）

別表 6-7

業務区分

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業 に従事
主な業務内容	(1) 掘削 ①人力、機械、火薬及び薬剤等による掘削作業 ②押土、運搬、積込み等の土砂を移動する作業 (2) 埋め戻し ①人力、機械等による埋め戻し作業 ②敷き込み、敷均し、転圧、締固め等による表面、斜面の整形作業 (3) 盛り土・切り土 ①人力及び機械での盛り土・切り土作業 ②盛り土・切り土した表面、斜面の整形作業 ③塗布、植付け等の施工表面処理作業 (4) 水処理 地下水の汲み上げ等の地盤改良工事作業 (5) コンクリート等の打込み ①人力、機械等による打込み、充填、締固め等の作業 ②残コン処理作業
想定される関連業務	①品質維持、作業効率向上等のための管理、整備、養生等の作業 ②資機材、土砂等の搬入、搬出、運搬、楊重、移動作業 ③設備、施設、基礎、足場、通路、構台、備品等の設置、組立、解体作業 ④工具、器具、資機材等の点検、確認、準備、設置、操作等の作業 ⑤測量機器、検査機器を使用したレベル出し、位置出し、出来形検査等の作業 ⑥薬品・塗料等の散布、攪拌、混合又はモルタル等の注入、充填作業 ⑦現場内作業の準備、補助、手元、片付け等の雑作業 ⑧各種楊重運搬機械の運転 ⑨玉掛け作業 ⑩その他、土工業務の実施に必要な安全衛生作業（点検、整理整頓、清掃等）
使用する主な素材・材料	作業を行う現場や搬入材が材料（素材）であり、特定の場所や物をさすものではない。
使用する主な機械、設備、工具等	油圧ショベル、クラムシェル、ブレーカ、さく岩機、さく井機、パワーショベル、不整地運搬車、小車／一輪車、モッコ等、ピックハンマ、スコップ、ブルドーザ、振動ローラ、タイヤローラ、モーターグレーダー、タンパ／ランマ、振動プレート、コンクリートバケット、バイブレータ、測量用機器、施工用各種試験機、高所作業車、クレーン車、ポンプ、ケーシング／スクリーンパイプ、空気圧縮機、モルタル吹付機、電源車、作業船、点検／整備用器具等
備考	船員法上の船員により行われる作業は除く。

（参考）上記運用要領の制定にあたって、全日本漁港建設協会と関係機関において、以下のことが確認されています。

1. 「しゅんせつ」については、主な業務内容の「掘削」に含まれる。
2. 「構造物（ケーソン、鋼造の栈橋、魚礁等）の製作作業」については、主な業務内容の「コンクリート等の打込み」における「等」に含まれる。
3. 「構造物据付の際の基礎工事である舗装、地盤改良等の業務」については、想定される関連業務の「基礎」に含まれる。
4. 「構造物の製作業務の関連作業としての型枠施工、鉄筋施工、溶接施工」については、「コンクリート等の打ち込み作業」の関連作業に含まれる。

（一社）全日本漁港建設協会

東京都中央区八丁堀3丁目25番10号JR八丁堀ビル5階

TEL：03-6661-1155

担当：牧野